

補助金の申請支援は こうして行う！

田代 達生

公募が続々とスタートする中、いま取引先に紹介したい補助金と申請支援のポイントを解説する。



1 補助金の申請支援を行う メリットを理解しよう

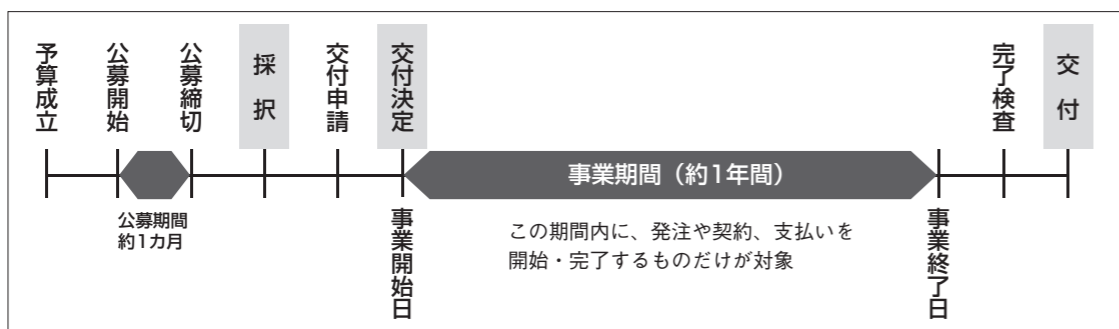
「補助金」とは、企業が新たな設備投資や試作開発、販路開拓を行うとするとともに、その費用の一部を補助するものだ。そして補助金には独特の「決まりごと」があり、それを理解していないと申請支援はうまくできない。

この「決まりごと」とは、公募時点で「計画しかない（まだ手を付けていない）」案件しか補助金の対象にはならないということ。補助金には必ず「事業期間」が決められており、交付決定日が事業期間のスタート日になる（図表1）。企業からはよく「新しい機械を発注したんだけど、補助金は使える？」な

どと聞かれるが、答えは残念ながら「使えない」だ。「発注、契約、金銭の支払い」は、事業期間内に収めなければならず、すでに着手している案件は対象にならない。「やりた」と思ったらすぐやる！という行動派タイプの企業では、案外補助金が使えないのである。企業からは、「うちで使える補助金はある？」とよく聞かれるが、「いつでも使える補助金」というものはない。なぜなら、行政は単年度予算によって動いているからだ（本予算のほ

かに補正予算もある）。新聞やニュースなどで、予算が「閣議決定」とか「衆院通過」などという報道が出始めると、補助事業の全体像が見えてくる。予算成立から1カ月程度で補助金の公募が始まり、公募は1カ月程度で締め切られる。つまり、補助金は年間で1カ月ほどしか公募されない、常に期間限定のものである。そして行政の単年度主義により、補助金は毎年少しずつ制度が変わっていく。このため、優れた支援機関にも「補助金の一覧表」の

図表1 補助金が交付されるまでの流れ



ようなのはまずない。

補助金独特の時間を理解してもらおう

補助金について、「審査が通ればすぐに振り込まれる」と誤解している企業も少なくない。ここで、補助金の申請から交付までの流れを示しておこう。

最初の公募期間では「どんな費用が、いくらかかる」という予定を大まかに示した申請書を提出する。申請を通過することを「採択」というが、採択は通常、インターネット上で公表される（この段階はいわば「内定」であり、内定ではない）。

採択されると、次に交付申請という手続きが待っている。交付申請では、申請書類に見積書を添付し、事業の所要金額を細部まで確定して提出する。つまり、内定までの書類提出は公募期間中と交付申請の2回あるのだ。これが通過すると「交付決定」が下り、晴れて事業をスタ

ートできる状態となる（交付決定の事実は通常公開されず、各企業に個別に通知される。「交付決定通知書」というエビデンスを必ず確認しよう！）。交付決定がなされても、まだ補助金は交付されない。補助金が交付されるのは、「約1年間の事業期間中に、予定どおり必要な設備や開発を済ませて、金銭の支払いを終え、その内容について帳簿や現物の検査を受けた後」である。このため、採択から交付までの延べ期間は、一般的に1年以上かかる。

2種類の資金ニーズを取り入れるメリット

金融機関から見ると、補助金を活用する企業には2種類の資金ニーズが発生する。一つは入金される補助金を返済原資とする、期日一括（最長1年半程度）のつなぎ資金だ。つなぎ資金の融資を取り扱う場合は、交付決定通知書をエビデ

ンスとして確認し、補助金交付のタイミングを公募要領等でチェックしよう。

そしてもう一つは、収益で返済する長期資金である。補助金には、対象経費の2分の1や3分の1といった「補助率」が定められており、不足前を自己資金で賄えない場合には、約定返済の長期借入れで賄うことになる。自行庫で申請支援を行うことが、これらの資金ニーズ取込みにつながるのである。

補助金の申請支援を行う際には、企業の現在および未来の事業計画そのものに直接触れることになる。そのため、支援を行った金融機関とその企業との距離は驚くほど接近する。補助金申請をうまくサポートできれば、当該事業に関する資金ニーズを獲得できるのみならず、ときにはメインバンクが変更されるほど大きなインパクトを持つ可能性があることを、しっかりと覚えておきたい。